宮城県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1　目的

宮城労働局及び宮城県は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、宮城県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議会を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

①　職業能力開発促進法第 16 条第１項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の７第３項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第４条第２項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等

②　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の２第１項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2　名称

協議会の名称は、「宮城県地域職業能力開発促進協議会」とする。

3　構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

（１）学識経験者

職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者

（２）事業主団体

（社）宮城県経営者協会、宮城県中小企業団体中央会、宮城県商工会議所連合会、宮城県商工会連合会の役員又は同等クラスの者及び実務担当者

（３）労働者団体

日本労働組合総連合会宮城県連合会の役員又は同等クラスの者及び実務担当者

（４）職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部長

（社）宮城県専修学校各種学校連合会の役員又は同等クラスの者
宮城県職業能力開発協会の役員又は同等クラスの者
全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者
リカレント教育を実施する大学等

（５）職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

（６）都道府県
宮城県経済商工観光部長、宮城県教育委員会副教育長

（７）都道府県労働局
宮城労働局長

（８）その他関係機関が必要と認めた者

４　ワーキンググループ
協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

５　会長
（１）協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
（２）会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
（３）会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

６　協議会の開催
年２回以上の開催とする。

７　協議事項
次に掲げる事項について協議する。
（１）公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
（２）公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
（３）キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
（４）公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
（５）地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。

（６）その他必要な事項に関すること。

８　事務局

協議会の事務局は、宮城労働局職業安定部に置く。

９　その他

（１）協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

（２）協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第 15 条第３項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１０月２６日から施行する。

改　正

この要綱の一部改正をし、令和６年２月２８日から施行する。